

平成23年度 第1回東村山市保育料等審議会

平成23年5月24日(火) 午後7時～
いきいきプラザ2階 学習室

次 第

1. 子ども家庭部長あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 市職員紹介

4. 議 題

(1) 保育料の検証等

(2) 次回の審議会

(3) その他

保育料徴収基準額表細分化表（平成22年4月1日及び平成23年4月1日）

現行の保育所徴収金基準額表〔資料1-1〕において、各世帯の前年度市民税・前年分所得税の課税金額に応じて決定された保育料が、平成22年及び平成23年4月1日時点で、どの「階層」「児童区分（第1子～第3子）」「3歳未満児または3歳以上児」に決定されるかを児童数をもって分布させた表です。

右下の別枠において4月1ヶ月で調定される保育料の合計額を算出（③合計）し、12ヶ月を乗じて④年間調定見込額を示しています。

⑤年間国基準徴収金見込額は、国が別に設定している各世帯・児童に応じた徴収金基準額を当市の平成22年及び平成23年4月1日時点の入所児童の状況を適用し、年間の見込額を算出した金額です。当市は、この⑤年間国基準徴収金見込額の50%にあたる④年間調定見込額を調定できるように各児童の保育料を設定していますが、⑥対国基準比率をみると平成22年度が42.83%、平成23年度が42.68%となっており、7～8%近く④年間調定見込額が下回っています。

上述の平成22年度及び平成23年度の状況により、今後の④年間調定見込額を⑤年間国基準徴収金見込額の50%まで引き上げるため、各階層の保育料の変更をシミュレーションしました。

シミュレーション①

現行の保育所徴収金基準額表では、市民税非課税世帯はB階層として保育料は0円と設定していますが、これをB1（母子家庭）・B2（その他の世帯）と区分しB2階層については、保育料を新たに賦課するとしました。また、C1階層からD4階層については、第1子の現行保育料に2,950円を追加し、D5階層からD18階層については、第1子の現行保育料に2,900円を追加しました。第2子・第3子については、追加した第1子の金額のそれぞれ約半額、約1/4額と設定しました。（来年度の税制改正内容については、含んでいません。）

シミュレーション②

B階層については、シミュレーション①と同様にB1（母子家庭）・B2（その他の世帯）と区分しB2階層については、保育料を新たに賦課するとしました。また、C階層については、第1子の現行保育料にC1階層からC3階層までそれぞれ500円、750円、1,000円と250円刻みに追加しました。D階層については、第1子の現行保育料にD1階層からD18階層までそれぞれ1,500円、1,750円、2,000円…と250円刻みに追加しました。第2子・第3子については、追加した第1子の金額のそれぞれ約半額、約1/4額と設定しました。（来年度の税制改正内容については、含んでいません。）

